

北海道地域生活定着支援札幌センターの事例

連携の概要

- 北海道では担当範囲が広大であり、円滑に支援を行なうため、センターが地域関係機関との連携の重要性を感じていた。一方で、全ての会議体に現地参加することは不可能であった。
- コロナ禍を契機に、旭川市自立支援協議会がオンライン開催となったことから、センターはオブザーバー参加を経て司法部会の正式な構成員となった。

- 各機関の機能や役割を共有：**定期開催の会議体や研修会などに参加し続けることで、地域の現状を把握するとともに、関係機関との信頼を構築した。特に、関係機関の役割や限界を相互に共有することで、役割分担や連携がスムーズになった。

- 自立支援協議会と連携することで、緊急対応が必要な場合であっても、迅速な支援やより良いフォローアップが可能となった。
- センターの実践事例を基にした研修の実施等を通じて、自立支援協議会の構成団体も知識・スキルが蓄積できるようになった。

体制図

司法関係者

支援対象者が旭川市への帰住を希望する場合は、司法部会が窓口となったうえで、センターと対応を協議する

司法関係者から入口支援の相談があった場合、基本的にセンターが窓口となる

旭川市 自立支援協議会 司法部会

北海道地域生活
定着支援
札幌センター

チーム編成

触法障がい者
支援チーム

支援対象者

支援

司法部会で協議のうえ、ケースごとに適した人材で支援チームを編成する

北海道の基本情報（令和7年1月時点）

市町村数	179
	35市、129町、15村
人口	522万人

センターの基本情報（令和7年1月時点）

職員数	18名
設立案	平成22年
運営主体の法人格	社会福祉法人